

◆町県民税の申告が必要な人

所得税の確定申告の必要がない人でも、令和2年中に収入があった人や、全く収入がない場合でも、家族の扶養になっていない人は、町県民税の申告をしてください。扶養になっているか、必ず源泉徴収票などで確認してください。

税制改正（令和3年度～）

- **給与所得控除、公的年金控除**
控除が一律10万円引き下げ
- **基礎控除（33万円→43万円）**
控除が一律10万円引き上げ
控除額：所得税38万円→48万円
住民税33万円→43万円
- **扶養控除などの要件**
配偶者や扶養控除などの要件が、所得38万円以下から10万円引き上げられ、所得48万円以下の人が対象
- **ひとり親控除の新設（30万円控除）**
次のすべてに該当する人が対象
◇現在未婚の人
◇所得が500万円以下
◇他の人の扶養になっていない、所得48万円以下の生計同一の子がいる
控除額：所得税35万円
住民税30万円
- **寡婦控除**
所得500万円以下の人が対象
控除額：所得税27万円
住民税26万円
- **その他**
税制改正の詳細は、町ホームページをご覧ください。



◆所得税の確定申告が必要な人

- ①農業や自営業、アパートや土地を貸して収入を得ている人、土地や建物などを売った人
- ②給与所得者で、令和2年中の収入金額が2,000万円を超える人
- ③給与以外の所得が20万円を超える人
- ④2力以上から給与を受けていて、年末調整をされなかった給与収入と、それ以外の所得金額の合計が20万円を超える人

【佐原税務署での確定申告】

申告期間

2月16日（火）～3月15日（月）
【土・日・祝日を除く】

受付

午前8時30分～午後4時
（提出は午後5時まで）

相談

午前9時～午後5時
※先着順に「整理券」を配布します。整理券がなくなり次第受付を締め切ることがありますのでご了承ください。

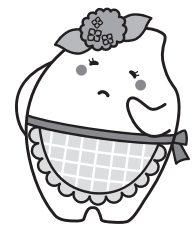
お問合せ●佐原税務署 ☎0478-54-1331

◆申告をしないと…

国民健康保険税の軽減対象になれなかったり、こども園などの保育料が正しく決められなかったりするほか、所得証明が発行できないなどの所得に関わる行政サービスが受けられない場合があります。

◆申告をしなくてもよい人

- ①給与所得のみで、お勤め先から町へ「給与支払報告書」が提出されている人
- ②収入が全くなく、生計を同一とする方の扶養親族になっている人



確定申告が始まります

～期限内に正しく申告しましょう～

申告書受付および相談期間 【役場庁舎は防犯上の理由により午前8時15分に解錠します】

2月16日（火）～3月15日（月）【土・日・祝日を除く】

相談時間●午前9時～正午、午後1時～5時（受付は午前8時20分～午後4時）

※来庁時に役場口ビエにて検温と手指消毒をお願いします。

相談会場

役場2階 第4会議室（提出のみの場合は、1階の税務課で受け付けします）
※密を避けるため、会場内の待合席は設けません。待合スペースは役場3階を予定しています。なお、待合スペースが混雑する場合、入場制限や再来場をお願いすることがあります。

相談受付

会場入口にある「受付簿」に名前を記入して役場3階待合スペースでお待ちください。順番に名前をお呼びします。不在の場合は、次の方を繰り上げてお呼びします。
混雑の状況によっては途中で受付を終了することもありますので、ご了承ください。

平日は仕事などで相談に行けないという方のために休日相談も行います。

休日相談 2月21日（日）・3月7日（日）

※相談時間・会場は平日と同じです。
※電話による相談はできませんのでご注意ください。



申告に必要なもの

- **マイナンバーカード**
※マイナンバーカードをお持ちでない方は「マイナンバーが記載されているもの」と顔写真付きの「本人確認書類」の2つを持参してください。
※控除対象配偶者や扶養親族・事業専従者についてもマイナンバーの記載が必要です。
- **印鑑（認め印）**
- **還付または納税用の預貯金口座番号（本人名義のもの）**
- **給与や年金の源泉徴収票**
※会社から源泉徴収票がもらえない場合は、佐原税務署へご相談ください。
- **事業所得者は、諸帳簿、領収書など収入と経費が分かるもの**
- **生命保険や地震保険の証明書、国民年金保険料控除証明書、医療費の領収書など控除の対象となる書類**

※所得の種類や申告の内容によって必要となる書類が異なります。

注意点！！

- **土地・建物・株式等の譲渡所得や山林所得がある方は、町での相談は受付できません。**佐原税務署での申告をお願いします。（申告書の提出のみ町でも受け付けます。）
- 相談内容が複雑な方については、佐原税務署へご案内させていただく場合がございます。
- 営業・農業・不動産がある方は「収支内訳書」、医療費控除を受ける方は「医療費控除の明細書」について、必ず事前に作成または資料をまとめるなどしてお越しください。

お問合せ●税務課課税係 ☎76-5402
●佐原税務署 ☎0478-54-1331